

## 地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
1	本編	24	<p>2 職員に対する防災知識の徹底</p> <p>(1) 防災教育の実施</p> <p>災害対策の成否は、職員の防災知識および心構えが重要な要素となっているので、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。</p>	<p>2 職員に対する防災知識の徹底</p> <p>(1) 防災教育の実施</p> <p>災害対策の成否は、職員の防災知識および心構えが重要な要素となっているので、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。</p> <p>特に、防災担当職員等は、県、防災関係機関と連携して、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修に参加し、災害時における適切な判断力の養成に努める。</p>	パブリックコメントの反映
2	本編	25	<p>2 その他の個別訓練</p> <p>市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。</p>	<p>2 その他の個別訓練</p> <p>市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、避難勧告等判断・伝達訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。</p>	パブリックコメントの反映

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
3	本編	31	(記述なし)	<p>第6 地区防災計画の作成                      担当部 市民政策部                      主な連携先 自主防災組織、住民                      市の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ること【自助】が重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互助け合い【共助】が重要になってくる。                      そのため、市では地域における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に定められたため、一定の地区の市民及び事業者による、地域コミュニティレベルでの自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の作成支援を行う。                      また、一定の地区の市民及び事業者が作成した地区防災計画を、市地域防災計画に定めるよう提案があった場合、市は一定の判断のもと、市地域防災計画の中に地区防災計画を定める。</p>	パブリックコメントの反映
4	本編	43	<p>3 洪水の警戒避難体制の整備                      洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。</p>	<p>3 洪水の警戒避難体制の整備                      洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。</p>	パブリックコメントの反映
5	本編	45	<p>3 土砂災害の警戒避難体制の整備                      土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。</p>	<p>3 土砂災害の警戒避難体制の整備                      土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。</p>	パブリックコメントの反映

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
6	本編	61	<p>(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員</p> <p>1) 勤務時間内 職員参集メールや庁内グループウェアシステム（公開羅針盤）、庁内放送設備、または電話により行う。</p> <p>2) 勤務時間外 危機管理監は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールや庁内グループウェアシステム（公開羅針盤）、庁内放送または電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。</p>	<p>(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員</p> <p>1) 勤務時間内 危機管理監は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールや庁内グループウェアシステム（公開羅針盤）、庁内放送または電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。</p> <p>2) 勤務時間外 危機管理監は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールまたは電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。</p>	危機管理課意見による
7	本編	61	<p>(2) 警戒2号体制 教育総務課職員</p>	<p>(2) 警戒2号体制 教育総務課職員（※状況に応じて） ※避難所開設が円滑に行いうる態勢とする。</p>	危機管理課意見による
8	本編	130	<p>なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて策定する栗東市災害廃棄物処理計画による。</p>	<p>なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて策定した栗東市災害廃棄物処理計画による。</p>	環境政策課意見による
9	本編	145他	農林水産業	<p>農林業 ※ただし、法律名等は農林水産業のまま</p>	農業委員会事務局意見による

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
10	マニュアル編	巻頭	<p>総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部会議室の準備</li> <li>2. 通信手段の確保</li> <li>3. 参集職員の宿泊場所および食糧品の確保</li> <li>4. 各部局の災害対策情報の整理</li> <li>5. 各部局への伝達</li> </ol>	<p>総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部会議室の準備</li> <li>○通信手段の確保</li> <li>○参集職員の宿泊場所および食料品の確保</li> <li>○各部局の災害対策情報の整理</li> <li>○各部局への伝達</li> <li>○自主避難所運営の補助</li> </ul>	本編との整合
11	マニュアル編	巻頭	<p>情報班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集</li> <li>2. 情報の整理および伝達</li> </ol>	<p>情報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電話対応</li> <li>○会議の議事録の作成</li> <li>○システム入力</li> <li>○ホワイトボード等による情報の整理</li> <li>○パソコン入力</li> <li>○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）</li> </ul>	本編との整合
12	マニュアル編	巻頭	<p>対策支部 情報収集班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自治会からの情報収集 被災状況・交通状況・避難状況・道路状況・住民の状況などエリア内の状況をまとめ整理・伝達班へ伝える。</li> <li>2. 被災者の対応 各避難所においてまとめられた被災者への対応状況を整理・伝達班へ伝える。</li> </ol> <p>整理・伝達班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報の整理および伝達 情報収集班より伝えられた様々な情報を整理し、本部情報班へ伝達、報告する。また、本部からの指示事項を各自治会、避難所へ伝達する。市本部へは、指定報告書により1時間おきに報告する。</li> </ol>	<p>対策支部 支部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対策支部の責任者</li> <li>○対策支部の鍵の管理</li> </ul> <p>支部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会からの情報収集</li> <li>○被災者の対応</li> <li>○情報の整理および伝達</li> <li>○自主避難所運営</li> </ul>	本編との整合

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
13	マニュアル編	巻頭	環境政策課 1. 災害時における環境衛生に関する事 2. 仮設便所の設置等に関する事 3. 汚染物質の流出防止に関する事 4. 災害廃棄物の処理等に関する事 5. 清掃、消毒に関する事 6. 危険動物の災害逸走に関する事	環境政策課 1. 災害廃棄物処理計画に関する事 2. 災害時における環境衛生に関する事 3. 仮設便所の設置等に関する事 4. 汚染物質の流出防止に関する事 5. 災害廃棄物の処理等に関する事 6. 清掃、消毒に関する事 7. 危険動物の災害逸走に関する事	環境政策課意見による
14	マニュアル編	巻頭	農林班、農業委員会事務局班	農林班と農業委員会事務局班を分離	農業委員会事務局意見による
15	マニュアル編	30-33	農林班、農業委員会事務局班	農林班	農業委員会事務局意見による
16	マニュアル編	44	農林班、農業委員会事務局班	農林班	農業委員会事務局意見による
17	マニュアル編	76-79	農林班、農業委員会事務局班	農林班	農業委員会事務局意見による
18	マニュアル編	96	農林班、農業委員会事務局班	農林班	農業委員会事務局意見による
19	マニュアル編	115	(記述なし)	子ども・健康部、健康増進班の追加	農業委員会事務局意見による
20	マニュアル編	117	(記述なし)	子ども・健康部、健康増進班の追加	農業委員会事務局意見による
21	マニュアル編	168	1-1 環境衛生センターと連絡調整し、処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	1-1 市内の被災状況を把握するとともに、環境衛生センターと連絡調整し、処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	環境政策課意見による
22	マニュアル編	170	1-3 ごみの現況処理能力や稼働見込を環境政策班に報告する	1-3 ごみの現況処理能力や稼働見込を市本部に報告する	環境政策課意見による
23	マニュアル編	170	2-1 避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の日常型廃棄物の発生量を推計する	2-1 市内の被災状況を把握するとともに、避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の日常型廃棄物の発生量を推計する	環境政策課意見による

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
24	マニュアル編	170	2-3 投入可能な車両や人員を確保し、清掃チームを編成する	2-3 処理に必要な車両や人員を確保し、清掃チームを編成する	環境政策課意見による
25	マニュアル編	171	(3)の建築物の解体・撤去の項目を全て(4)災害廃棄物処理の下につける	(3)災害廃棄物処理 (表省略)	環境政策課意見による
26	マニュアル編	172	(記述なし)	※なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針等を踏まえて策定した栗東市災害廃棄物処理計画による。	環境政策課意見による
27	資料編	9他	栗東市森林組合	金勝生産森林組合	農業委員会事務局意見による
28	資料編	89	1 野洲川下流 想定最大規模 2 野洲川上流・杣川 想定最大規模 3 地先の安全度マップ 200年確率	1 野洲川下流 想定最大規模 2 野洲川上流・杣川 想定最大規模 3 草津川 想定最大規模 4 地先の安全度マップ 200年確率	草津川浸水想定区域の公表による
29	資料編	96	治田幼稚園 ○※ 治田保育園 ○※ 治田児童館 ○※	10 治田幼稚園 － 11 治田保育園 － 12 治田児童館 －	パブリックコメントの反映
30	資料編	193	総務班 1. 災害対策本部会議室の準備 2. 通信手段の確保 3. 参集職員の宿泊場所および食糧品の確保 4. 各部局の災害対策情報の整理 5. 各部局への伝達	総務班 ○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理 ○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助	本編との整合

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
31	資料編	193	<p>情報班</p> <p>1. 災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集</p> <p>2. 情報の整理および伝達</p>	<p>情報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電話対応</li> <li>○会議の議事録の作成</li> <li>○システム入力</li> <li>○ホワイトボード等による情報の整理</li> <li>○パソコン入力</li> <li>○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）</li> </ul>	本編との整合
32	資料編	193	<p>対策支部 情報収集班</p> <p>1. 自治会 からの情報収集 被災状況・交通状況・避難状況・道路状況・住民の状況などエリア内の状況をまとめ整理・伝達班へ伝える。</p> <p>2. 被災者の対応 各避難所においてまとめられた被災者への対応状況を整理・伝達班へ伝える。</p> <p>整理・伝達班</p> <p>1. 情報の整理および伝達 情報収集班より伝えられた様々な情報を整理し、本部情報班へ伝達、報告する。また、本部からの指示事項を各自治会、避難所へ伝達する。市本部へは、指定報告書により1時間おきに報告する。</p>	<p>対策支部 支部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対策支部の責任者</li> <li>○対策支部の鍵の管理</li> </ul> <p>支部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会からの情報収集</li> <li>○被災者の対応</li> <li>○情報の整理および伝達</li> <li>○自主避難所運営</li> </ul>	本編との整合
33	資料編	196	<p>環境政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における環境衛生に関すること</li> <li>2. 仮設便所の設置等に関すること</li> <li>3. 汚染物質の流出防止に関すること</li> <li>4. 災害廃棄物の処理等に関すること</li> <li>5. 清掃、消毒に関すること</li> <li>6. 危険動物の災害逸走に関すること</li> </ol>	<p>環境政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害廃棄物処理計画に関すること</li> <li>2. 災害時における環境衛生に関すること</li> <li>3. 仮設便所の設置等に関すること</li> <li>4. 汚染物質の流出防止に関すること</li> <li>5. 災害廃棄物の処理等に関すること</li> <li>6. 清掃、消毒に関すること</li> <li>7. 危険動物の災害逸走に関すること</li> </ol>	環境政策課意見による

地域防災計画(案) 新旧対照表

管理番号	資料名	今回頁	前回提出案（令和元年12月）	今回提出案（令和2年2月）	修正理由
34	資料編	279	4-1 被害家屋調査実施概要 2 第2次被害家屋調査 (1) 調査体制 1) 調査員2人1組	4-1 被害家屋調査実施概要 2 第2次被害家屋調査 (1) 調査体制 1) 調査員3～4人1組	税務課意見による